

広報委員会規程

（総則）

第1条 本規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）の定款第46条第1項第4号に基づき設置された広報委員会（以下、「委員会」という。）について、定款第46条第3項に基づき、その組織・運営等に関する基本的事項を定める。

（役割）

第2条 委員会は、定款第4条に定める目的を達成するため、学会の広報を行う。

（所掌事項）

第3条 委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 学会の活動の国内外への発信に関する事項
- 二 学会に関わる情報の収集・処理・提供に関する事項
- 三 前二号を踏まえた学会への提言に関する事項
- 四 その他学会の広報に関連する事項

（組織）

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、正会員の中から、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、学会の広報を統括する。
- 4 委員は、理事会の承認のもと、委員長が委嘱する。
- 5 委員長は、委員の中から、委員会の日常的な運營業務を担う主幹を若干名委嘱することができる。
- 6 委員長は、特別に必要が生じた場合には、委員会の議を経て専門部会を置くことができる。専門部会は、部会長、副部会長及び部会委員で構成する。
- 7 専門部会の部会長、副部会長及び部会委員は、委員会の議を経て委員長が委嘱する。